

事 務 連 絡
令和7年2月14日

各都道府県被災者台帳担当課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付

被災者台帳作成の事前準備のための簡単チェックリスト等の送付について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

被災者台帳とは、災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものです。

被災者一人ひとりの支援を効率的に実施するためには、被災者台帳を作成し、被災自治体の関係部局内で共有・活用することが効果的であり、被災者の負担軽減にもつながります。

今後の被災者台帳の一層の活用に向けて、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月）を抜粋して作成した簡単チェックリスト（別添1）、事例に基づく項目例（別添4）を添付いたしますので、参考にしていただくとともに、管内市町村に周知いただき、平時より被災者台帳の事前準備を進めていただくよう支援をお願いします。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
鈴木、石田、石川
TEL 03-3593-2849（直通）

被災者台帳作成・災害ケースマネジメント実施に向けた 簡単チェックリスト（平時の準備）

内 容	チェック
被災者台帳に記載・記録する事項を、担当部署との協議を経て、災害対応部署において決定し、平時から様式を配布・周知しておくこと。 ＜ポイント＞ ① 被災者台帳に記載・記録する事項に関して、関係部署と考えられる部署に対して個別ヒアリングを行った上で、記載事項を確定させておくこと。（別添 4：実例に基づく項目例） ※ 1 ヒアリング内容（例） ・ 上記関係部署が有している情報の保有状況（どのようなデータ項目があるのか） ・ どのような情報の利用を希望しているか（他の部署が有している●●に関する情報が欲しい） ・ 被災者台帳を作成した際の利用方法 等 ※ 2 各種情報の保有部署及び保有情報の例 ・ 災害対応部署 : 被害の状況、負傷・疾病の状況等 ・ 住民基本台帳担当部署 : 氏名・ふりがな、生年月日、性別、住所・居所、世帯状況、電話番号等 ・ 罹災証明書担当部署 : 申請日、申請者、交付日等 ・ 住家の被害認定調査担当部署 : 被害認定調査番号、調査日、調査結果、被害認定日等 ・ 被災者支援担当部署 : 被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、義援金の配分等の実施状況（申請日、申請者、被災者と申請者の関係、支援の区分、支給日、支援終了日）等 ・ 避難所（者）担当部署 : 避難所の所在地、退所日等 ・ 仮設住宅担当部署 : 入居日、退居日等 ・ 生活資金等融資担当部署 : 災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資の状況等（貸付金の有無、種類）等 ・ 上下水道・ガス担当部署 : 利用料金の減免等 ・ DV・児童虐待担当部署 : 警察関与日、行政認定日、裁判所決定日等 ・ 福祉担当部署 : 介護保険料・介護サービス利用料金の減免、要介護度、障害の種類・程度、乳幼児、妊婦、難病等、児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置の有無・種類等 ・ 税担当部署 : 地方税・国民健康保険税の減免の状況等 ・ 保育園・幼稚園・学校教育担当部署 : 保育料の減免、就学援助費・学用品の支給状況（申請日、申請者、被災者と申請者の関係、減免の実施の有無、減免期間、支援の区分、支給日、支給終了日）等 ・ 上記以外の部署が担当している場合 : (例) 特設の総合的な窓口等	☐

内 容	チェック
② 作成方法は、通常の業務システムと連動したシステム、個別システム、内閣府が提供する Access 版又は Excel 版のファイル、自治体における Excel 版のデータベース作成、紙媒体等、多様な選択肢があるので、様式のどの欄にどの部署が入力するか事前に定め、当該様式を周知しておくこと。 ※ 援護の実施状況等の情報について、情報取得部署において個別に更新する頻度（毎日、1 週間ごと等）を決定しておくこと。 ③ 災害時を想定して、様式を使った机上訓練を、関係部署で集まり毎年実施することが望ましいこと。	☐ ☐
台帳情報の共有ルールを定めているか。 ＜ポイント＞ ① 台帳情報は、特定の行政目的達成のために各部署が保有する情報を、被災者の援護を実施する目的のために目的外利用を可能とするものであるため、利用する情報は当該目的の範囲内で限定することが必要。 ② 台帳情報について、その全てを関係部署間で共有しなければならないものではない。「被災者に対する援護の実施に必要な限度で」情報を共有するものであり、その範囲で共有部署を限定すること。	☐

(別添2)

(参照条文)

災害対策基本法	災害対策基本法施行規則
(被災者台帳の作成) 第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 - 一 氏名 - 二 生年月日 - 三 性別 - 四 住所又は居所 - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 - 六 援護の実施の状況 - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	(被災者台帳の作成) 第八条の四 法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。 (被災者台帳に記載又は記録する事項) 第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 - 一 電話番号その他の連絡先 - 二 世帯の構成 - 三 罹災証明書の交付の状況 - 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 - 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 - 六 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 - 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

災害対策基本法	災害対策基本法施行規則
4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。 （台帳情報の利用及び提供） 第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。	（台帳情報の提供に関し必要な事項） 第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。 一 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項 2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。）を提供することができる。 3 法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

被災者台帳の概要

別添3

被災者台帳とは

災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの（平成25年6月の災害対策基本法改正により新設（平成25年10月1日施行））。内閣府において「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を作成（平成29年3月）。

被災者台帳の記載・記録事項

（災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5）

市町村は、以下を記載した被災者台帳を作成することができる。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供

総合的かつ効果的な被災者への援護の実施

台帳情報の利用

（災害対策基本法第90条の4第1項第2号）

○関係部署間で被災者の情報を共有。

台帳情報の提供

（災害対策基本法第90条の4第1項第1号、第3号）

○外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能。

- ・他の地方公共団体：本人同意不要
- ・地方公共団体以外の者：本人同意必要

等

被災者台帳の作成例

No.	地区	基本情報													
		行政区		世帯番号	氏名		生年月日	世帯主	性別	住所（住基）※被災前住所	居所（住基と異なる場合）	居所区分	電話番号	世帯構成	
		行政区C	行政区D		氏名	氏名									住所
	丸森	1020	本町	1111	102110001	丸森 太郎	S25.12.22	1	男	宮城県伊具郡丸森町宇島屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1	080-1111-1111	複数
	丸森	1020	本町	1112	102110001	丸森 花子	S29.12.20		女	宮城県伊具郡丸森町宇島屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1	070-2222-2222	複数
	丸森	1020	本町	1155	102110001	丸森 次郎	S56.7.30		男	宮城県伊具郡丸森町宇島屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数
	丸森	1020	本町	111111	102110001	丸森 鳥子	S56.6.18		女	宮城県伊具郡丸森町宇島屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数
	丸森	1020	本町	111222	102110001	丸森 杉子	H21.12.1		女	宮城県伊具郡丸森町宇島屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数
	丸森	1020	本町	111333	102110001	丸森 百合子	H25.5.11		女	宮城県伊具郡丸森町宇島屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数

(別添4)

[illegible][illegible][illegible]